

8 東彼杵町条例第 6 号

東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第18号）の一部を次のように改正する。次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前									
別表第1 団員報酬表				別表第1 団員報酬表									
区分	階級別	支給区分	支給額	区分	階級別	支給区分	支給額						
年額報酬	団長	年額	288,000円	年額報酬	団長	年額	288,000円						
	副団長	〃	240,000円		年額報酬	副団長	〃	240,000円					
	分団長・主事	〃	224,000円			年額報酬	分団長・主事	〃	224,000円				
	副分団長	〃	46,000円				年額報酬	副分団長	〃	46,000円			
	部長	〃	38,000円					年額報酬	部長	〃	38,000円		
	班長	〃	37,000円						年額報酬	班長	〃	37,000円	
	団員（補助団員を除く）	〃	36,500円							年額報酬	団員（補助団員を除く）	〃	36,500円
	補助団員	〃	18,000円								年額報酬	補助団員	〃
出動報酬	共通	災害警戒等出動の日額	8,000円以内で町長が別に定める額	出動報酬								共通	災害警戒等出動の日額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する